

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第69号	大字上広谷字五味前	約0.21ha (2,102㎡)	平成22年3月5日

2 変更の内容

(1) 生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除

主たる従事者の死亡により、令和3年5月13日付けで第69号生産緑地地区の一部の生産緑地(437㎡)について買取りの申出があった。その後、所定の手続きを経て、買取申出から3ヶ月が経過した令和3年8月13日に行為制限が解除された。

(2) 変更後の第69号生産緑地地区

地区	土地の所在	面積
第69号	大字上広谷字五味前	約0.17ha (1,665㎡)

3 これまでの経緯と今後の予定

年月日	内容
令和3年9月21日	県知事との協議 ※県知事より、9月27日付けで異存ない旨回答。
11月16日から 11月30日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
12月20日	都市計画審議会へ諮問
12月下旬(予定)	都市計画変更の告示

【位置図】



第69号生産緑地地区
赤：行為制限が解除された箇所(437㎡)